

財務の透明性に関する 成功事例

品位と透明性を保つことこそ、まさにライオンズクラブの核心です。この目標の達成には健全で明白なコミュニケーションが不可欠です。

この資料は、一般的な成功事例を提供することを目的に作成されたものですが、各クラブとも会計専門家に相談し、確実にクラブが現地の法令・条例、また地区の監査に関する規定を順守しているようにし、更にはクラブが適切な方法で運営管理に携わっているようにする必要があります。

財務報告

クラブは、理事会がクラブの財務報告書を少なくとも毎月、また銀行からの取引明細書の原本を定期的に取り受ける必要があることについて、クラブの会則及び付則に概要を含めることが重要です。銀行取引明細書と財務報告書の残高が合っているよう注意が払われなければなりません。

下記は、財務報告書に含めなければならない事項です。

1. 期首残高 — 前回の会議で報告された残高。報告書には各口座の金額を記載する必要があります。
2. すべての収入 — 収入額と収入源を記載。

資金獲得事業には、受け取った金銭と支払った各経費について詳細が記された報告書が含まれなければなりません。額の大きい各経費については、送られてきた明細請求書または領収書が必要であり、収入は、出席者数、チケット販売枚数、あるいは数値化が可能なその他の方法によって証明されなければなりません。クラブは、領収書が必要となる金額について明確に定めることができます。

3. すべての支出 — 理事会の承認を得て、支払いが行われたものすべて。

いかなる支払いも、クラブ理事会が承認しなければならないことに注意する必要があります。経費支払いの承認は、予算承認プロセスに含まれている場合もあれば、別に正式な決議を取るにより行われる場合もあります。いずれの場合も、承認には定足数が必要であり、承認されたことが議事録において反映されていなければなりません。領収書と受け取った明細請求書を確保することにより支出額を証明する必要があります。

4. 期末残高 — 該当期間における最終的な額で、これが翌月の期首残高となります。

払戻し手順

前述のように、払戻しは、経費が理事会によって承認され、クラブの記録保管用に明細請求書または領収書が伴う場合にのみ、行われなければなりません。領収書を必要としない最低額をクラブで定めることができますが、その額は、極めて小額のものであるべきです。

銀行口座の管理

銀行取引における署名者を2名設けること

銀行口座に対する署名権限保持者として、会計の他にもう一人の役員を指定することが必須です。適切な場合にはすべての小切手に両者が署名をするべきです。この2名の署名権限保持者は、別世帯の者でなければなりません。

最低二つの銀行口座を維持すること

標準版クラブ会則及び付則第12条には、2種類のクラブ資金について定められています。

1. **事業（活動）資金** — 公衆から集めた資金とその資金の投資結果得た資金はすべて事業資金に該当し、公衆の利益のために使用されなければなりません。唯一認められる例外は、資金獲得活動に関連する直接経費であり、その払戻しは事業資金口座から運営資金口座への振替という形をとります。
2. **運営資金** — これには会員から受け取った会費、テール・ツイスターにより課されたフィン、会員からのその他の拠出金が含まれます。これらの資金は、その動きを容易に追跡・報告できるように、別々の口座で保管されることが奨励されています。

特別な事業や資金獲得活動用に口座を特設するクラブもあります。いかなる口座も、クラブの財務報告書に含めて報告されなければなりません。

可視性の確保

各口座は、理事会に提出するクラブ財務報告書で報告されることに加え、二人以上の理事会メンバーによる定期的な確認が必須です。確認に当たるこれらメンバーは更に、銀行取引明細書と財務報告書の内容が合致していることも確認しなければなりません。

口座へのアクセス（およびパスワード）を毎年更新してください。

毎年、新役員が選出されたら、資金を守るために口座の更新とパスワードの変更が必須です。

口座または銀行の変更

取引する銀行を変えることを含め、口座へのいかなる変更も、クラブ理事会の承認を得る必要があります。

監査/確認

クラブは会計専門家の助言を定期的に求め、現地の法律を順守しているようにする必要がある一方、新任の会計に責務が移行するときや任期満了の都度、クラブ口座の年次監査を行わなければなりません。その際、以下について確認が行われるべきです。

1. 年度終了時の銀行取引明細書。
2. 支出と収入について承認がなされたことを示す議事録。
3. 財務に影響を及ぼし、集金や支出に関する情報を示す資金獲得活動、イベント、事業に関する報告書。
4. 領収書、お礼状、明細請求書、支出に関するその他の証拠。
5. 年間の収入と支出を示す最後の年度末報告書。上述の書類と内容が一致するべきです。
6. 会計年度変更時の口座名義と口座への変更手続きにかかわる書類や登録。

会計に対する保証が重要な理由

会計に保険をかける（会計に保証させる）ことにより、万一会計が犯罪行為を行ったりその他の方法でクラブに対する責務を怠ったりした場合、その結果クラブが損害を被らなくて済むよう、クラブを守ることができます。この方法はすべての国で利用できるとは限らず、詳細についてはそれぞれの国で財務または法律顧問に相談する必要があります。

不正の疑いがある場合に行うべきこと

クラブの財政状態に疑問があったり、不正の疑いがある場合には、クラブ役員は調査を行い、不正行為があったかどうか、または故意ではない単なるミスだったのかを見極めなければなりません。懸念事項についてクラブの理事会と話し合い、解明を求めてください。不正行為が発生したことの証拠がある場合、[クラブ紛争処理手順](#)に従って苦情を申し立てることができます。所属地区のリーダーがクラブ紛争処理手順を用いることができますし、中立の調停者が苦情を審議するとともにクラブに対しその財務のあり方の改善方法を決める上で手を貸すことができます。しかしながら、刑法違反があったとクラブ理事会が断定した場合には、クラブは地元当局に正式に訴えることを検討することも可能です。ライオンズにはその行動に何らかの疑いがある場合にはそれを解明することが奨励されますが、クラブが措置を講じていることを一般に対し保証し、一般市民の信頼、そして地元ライオンズクラブに寄付してくれる人々の信頼を保持するために、刑事告訴が適切な場合もあります。

しかしながら、こうしたことが起こり得ることを念頭に置くとともに、生じるすべての事態が、刑事告訴を必要とするレベルのものとは限らないことを覚えておいてください。クラブ紛争処理手順の目的の一つは、問題を解決し、クラブの会員が抱えている懸念に対処するための指針を提供することです。上記は、クラブが日頃行っていることが完全に透明性をもち、高いレベルの財務の健全性をクラブにもたらすことを確実に可能とし、その結果クラブの各会員は、自分たちが行ってきたことは恵まれない人に本当に役立っており、クラブが意図したことや、協会および国際理事会の方針と手順に従っているのだと確信することができるのです。



ライオンズクラブ国際協会
地区及びクラブ行政部
300 W. 22nd Street
Oak Brook, IL 60523-8842 USA
www.lionsclubs.org
E メール: pacificasian@lionsclubs.org